

教育課程特例校制度

教育課程特例校とは

文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2等に基づき指定する学校において、学校又は地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを認める制度である。 ※予算措置なし

指定の要件

- 学習指導要領等において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている内容事項が、特別の教育課程において適切に取り扱われていること。
- 総授業時数が確保されていること。
- 児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
- 保護者への経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- 児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

指定の状況（令和3年4月現在）

- 指定されている管理機関数 207件
- 指定されている学校数 1,768校

【主な取組内容】

- ・早期（小学校低学年～等）又は独自の英語教育
（例）東京都港区：生活科、外国語活動、総合的な学習の時間を削減し、新教科「国際科」を設定
- ・既存教科を英語で実施（イマージョン教育）
（例）私立開智日本橋学園中学校：中3美術を英語で実施
- ・ふるさとや郷土に関する取組
（例）宮城県栗原市：生活や総合的な学習の時間を削減し、新教科「栗原ふるさと科」を設定
- ・特定テーマに関する取組
（例）佐賀県鳥栖市：国語や総合的な学習の時間等を削減し、新教科「日本語」を設定

教育課程特例校における授業時数のイメージ

★総授業時数が確保されている必要がある

標準授業時数

教科 A

教科 B

その他教科等

教育課程特例校
における授業時数

新教科a

教科 B
(一部)

その他教科等

新教科aでは、教科Aの内容事項の
全て及び教科Bの内容事項の一部が
取り扱われている

新教科aで取り扱うことのできない
教科Bの内容事項を取り扱う

★学習指導要領の内容事項は、特別の教育課程において適切に取り扱われる必要がある

今後の方向性

- 各学校における教育活動の質向上の観点から、学校や地域の実態に照らしてより効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを可能とする教育課程特例校制度の一層の活用推進を図る。
→【具体的な方策】各種会議における好事例の周知等
- 制度の活用推進に当たっては、各管理機関や学校の申請手続きの利便性を考慮し、更なる申請手続きの改善等を図る。
→【具体的な方策】申請に当たっての手引きの作成、申請システムの開発等

(参考) 特別の教育課程編成を認める制度

<学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 第1章第1の1>（抜粋）

教育課程は、児童（生徒）の心身の発達の段階の特性及び学校や地域の実態を考慮し、**教師の創意工夫を加えて学校が編成するものである**。教育課程の基準もその点に配慮して定められているので、教育課程の編成に当たっては、**法令や学習指導要領の内容について十分理解するとともに創意工夫を加え、学校の特色を生かした教育課程を編成することが大切である**。

**各学校が創意工夫を加え、学校の特色を生かした教育課程を編成するに当たり、
学習指導要領によらない特別な教育課程の編成が必要となる場合は、
以下のような特例の活用が考えられる**

(1) 教育課程の基準の改善に資する研究を実施するための教育課程の特例（学校教育法施行規則第55条等関係）

- ・ 研究開発学校
- ・ スーパーサイエンスハイスクール
- ・ スーパーグローバルハイスクール WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業
- ・ 地域との協働による高等学校教育改革推進事業

(2) 学校や地域の実態に照らしてより効果的な教育を実施するための教育課程の特例（学校教育法施行規則第55条の2等関係）

- ・ **教育課程特例校**
- ・ 授業時数特例校

(3) 学校段階間の接続を見通した計画的かつ継続的な教育を実施するための教育課程の特例

- ・ 義務教育学校、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の特例（平成27年文部科学省告示第55号）
- ・ 中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程の特例（平成27年文部科学省告示第54号）
- ・ 中等教育学校、併設型中学校、併設型高等学校の教育課程の特例（平成10年文部省告示第154号）
- ・ 連携型中学校、連携型高等学校の教育課程の特例（平成16年文部科学省告示第61号）

(4) 特別の配慮を要する児童生徒の実態に配慮した教育を実施するための教育課程の特例

- ・ 特別支援学級における特別の教育課程の編成（学校教育法施行規則第138条）
- ・ 障害のある児童生徒に対する特別の指導（学校教育法施行規則第140条等）
- ・ 療養等による長期欠席生徒等を対象とした特別の教育課程の編成（学校教育法施行規則第86条等）
- ・ 日本語の習得に困難のある児童生徒に対する特別の指導（学校教育法施行規則第56条の2、第79条、第108条第1項及び第132条の3関係）
- ・ 不登校児童生徒等に対する特別の教育課程の編成（学校教育法施行規則第56条及び第86条等）
- ・ 学齢を超過した者に対する特別の教育課程の編成（学校教育法施行第56条の4及び第132条の5等）

(5) その他

- ・ 国際バカロレア認定校における教育課程の特例（平成27年文部科学省告示第127号）